平成２６年（フ）第２２６４号
札幌市手稲区前田７条12丁目２番２―202号
債務者　佐伯　文子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３４１号
札幌市東区北38条東12丁目１番20―407号
債務者　田村　　響
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目４番６―302号
債務者　安丸　利幸
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１号
北海道磯谷郡蘭越町名駒町172番地１　名駒低家賃住宅Ｓ―29
債務者　西巻佐知子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第３５３号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字芦生田592番地１
村営住宅80Ｂ棟102号室
債務者　髙橋新一郎
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６２号
群馬県伊勢崎市連取町1505番地７
債務者　八木　　勉
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６３号
群馬県伊勢崎市鹿島町581番地１　市営住宅1566
債務者　佐久間映恵
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３６９号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町１丁目360番地１
有料老人ホームつつじヶ丘
債務者　髙**楠**　和彦
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８号
埼玉県熊谷市新堀592番地７　重田ハイツ102
債務者　玉田　健治
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２４号
京都市中京区富小路通三条下る朝倉町536番地　富小路マンション506号
債務者　黒瀬惠美子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
京都市伏見区白銀町946番地　植野マンション106号
債務者　石崎　強志
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８５９号
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁17番30号
債務者　万戸　明子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９７０号
堺市北区東雲東町３丁５番２号　エクセレント堺205号、前住所堺市北区東雲東町４丁１番10号　アールマンション堺203号
債務者　岩下　真也
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９８６号
堺市中区深井北町117番地７
債務者　牛谷さゆり
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９８７号
堺市中区深井北町117番地７
債務者　牛谷　知美
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９９８号
大阪府藤井寺市林５丁目３番14号
債務者　白井　英子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０２４号
堺市南区城山台３丁１番19―109号、前住所大阪府和泉市室堂町716番地の７
債務者　井上　公彦
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係